

誓 約 書

住 所

会 社 名

Ⓜ

代表者名

当社（役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者を含む。）は、東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の施設等における映像、写真及び音声の撮影収録（以下「映像等」という。）に際して、下記の事項を誓約し厳守履行いたします。

記

（撮影等及びその準備行動に関する誓約）

1. 当社は、事前に貴社に対して、本誓約書と共に撮影等の責任者、撮影日時、企画内容、映像等の用途、使用機材、関係者人数、車両台数、見取図等を記載した撮影申込書を提出し、貴社より撮影等許可の通知を受けた撮影申込書の内容に従って、撮影等を行います。
2. 当社は、撮影等（その準備行動含む。）においては、関係者全員に指定された腕章を着用させ、貴社の立会者（以下「立会者」という。）及びJR東日本社員等の指示に従い、関係者全員に対し、当該指示に従わせます。
3. 当社は、やむを得ず照明等を使用する場合は立会者の指示に従い使用するものとし、公衆や進行中の列車及び乗務員に向けません。
4. 当社は、ホーム上の黄色い線の外側や線路等の危険箇所、許可されていない施設には立ち入りません。
5. 当社は、列車の運行を妨げる行為やJR東日本の業務を妨げる行為をしません。
6. 当社は、公衆やJR東日本社員等に対して、迷惑になる行為や不快感を与える行為をしません。特に肖像権やプライバシーを侵害しないよう十分留意します。
7. 当社は、映像等に関して、その使用の有無によらず、第三者の権利を侵害したり第三者との間に紛争が生じた場合またはその恐れがある場合には、当社の責任と費用負担により権利侵害や紛争の防止とその解決を図り、貴社及びJR東日本には一切迷惑を掛けません。また、これにより貴社または第三者（JR東日本を含む。）に損害が生じた場合には、当社の責任によりその一切を賠償補償いたします。
8. 当社は、映像等を貴社より撮影許可の通知を受けた撮影申込書の用途以外に使用しようとするときは、別途これに関する契約を貴社と締結するなどして、事前に貴社またはJR東日本より映像等の使用許諾を得ることとし、無断で使用しません。
9. 当社は、列車運行障害発生時あるいは災害等により、立会者またはJR東日本社員等が撮影等の実施または継続が困難と判断した場合は、その指示（撮影の中止を含む。）に従って、速やかに対処します。
10. 当社は、貴社に注文書を発行後、当社の都合により撮影をキャンセルする場合または本誓約書に違反して撮影を中止した場合は、注文書またはこれにより難い場合は貴社のロケーションサービス見積書のとおり全額をお支払いいたします。
11. 当社は、撮影時の事故や本誓約書の違反等により、立会者またはJR東日本社員等が撮影の中止を指示した場合は、異議なくこれに従い直ちに撮影を中止します。

（反社会的勢力排除に関する誓約）

12. 当社は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下総称して「反社会的勢力」という。）でないことを表明、確約します。
 13. 当社は、前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交遊関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明、確約します。
 - (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
 - (3) 当社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用したと認められる関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - (5) その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
 14. 当社は、自らまたは第三者を利用して以下の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の名誉・信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 15. 当社の下請、再委託先業者または代理人もしくは媒介する者（下請または再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第13項各号に該当しないことを表明・保証し、将来も同項各号に該当しないこともしくは第14項各号の行為を行わないことを確約し、これらに違反することが撮影等申込後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、または契約解除のための措置を採ります。
 16. 当社の下請、再委託先業者または代理人もしくは媒介する者が反社会的勢力等から第14項各号の行為を受けた場合は、これを拒否し、または下請もしくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、行為があった時点で、速やかに不当介入の事実を貴社に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力をを行います。
 17. 当社、第11項ないし第16項の規定に違反した場合には、撮影許可を取り消されたまたは撮影等を中止されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより貴社に損害が生じた場合（第11項に定める、当社の責に帰することのできない事由による撮影等の事故の場合を除く）は、一切の責任を当社が負うことを表明、確約します。
- （貴社サイトへの写真掲載に関する誓約）
18. 当社は撮影等（その準備行動含む。）において、貴社がその状況を撮影し、その写真と記事を貴社ロケーションサービスサイトへ掲載することに対し一切異議を申し立てず、また補償を求めません。ただし、撮影等に関わる出演者が写った写真、放送日前の掲載に関しては当社から貴社へ事前に申し出をし、別途協議とします。

以上